

生活保護世帯における子育て家庭の貯蓄に関する研究  
—子どもの大学等の進学に向けた貯蓄に焦点をあてて—

研究代表者 周南公立大学 牛島 豊広  
共同研究者 周南公立大学 竹下 徹  
金子 幸

## I. 研究目的と背景

本研究は、福祉事務所のケースワーカー（以下、ケースワーカー）を対象に、生活保護世帯の子どもに対する大学等（大学、短期大学、専修学校、各種学校等）の進学に向けた貯蓄への支援内容から現行の支援における課題を明らかにし、今後必要だと思われる大学等への進学に向けた貯蓄に対する支援のあり方について示唆するものである。

厚生労働省によると、日本の子どもの貧困率は11.5%であり、約9人に1人が貧困状態<sup>1)</sup>にあることが明らかになっている。さらに、貧困は世代間連鎖するとも言われており、実際、道中（2009）は、世代を超えて生活保護制度を利用している世帯は全体の約25%<sup>2)</sup>であること、さらに、貧困の世代間連鎖は世帯主の最終学歴が低いことが深く関わっていることを明らかにしている。

最終学歴による賃金の格差について、厚生労働省は、高等学校卒業者の1か月の賃金が281.9千円であったのに対し、大学卒業者は369.4千円<sup>3)</sup>であったことを明らかにしている。加えて、ユースフル労働統計（2019）によると、最終学歴が高等学校卒業の場合と大学や大学院卒業の場合では、生涯賃金に約6,000万円の差<sup>4)</sup>があることを示している。この結果からも、貧困の世代間連鎖を断ち切るためには、大学等への進学支援を行うことが重要な役割を果たすのではないかと考える。

国としても近年、貧困世帯の子どもに対する大学進学に向けた支援策を講じている。その一つが、進学準備給付金である。2018年6月に改正生活保護法が施行され、生活保護世帯の子どもが大学等への進学を支援するため、進学準備給付金を支給する制度が創設された。これによって、生活保護世帯の子どもが大学等へ進学する場合において、新生活の初期費用が支給されることになった。支給額としては、進学のために転居する際は30万円、現在の自宅から通学する際は10万円となっている。また、2017年度からは給付型の奨学金の支給が始まり、さらに、2020年度からは給付型奨学金の対象や支給額が拡充され、大学等の入学や授業の減免措置も開始されている。また、これまでは、生活保護世帯に子どもが進学する場合、生活保護の対象からはずれることになり、家族と一緒に同じ家に住み続けることはできるが、世帯分離になり家賃に対する支援である住宅扶助が減額されていたが、2018年より減額はされなくなった。他にも、大学独自の奨学金制度や地方自治体による奨学金制度等支援は拡充している。しかしながら、このような支援を利用しても、

大学等の入学にかかる受験費用や移動費等の全てを賄うことができる状況とはなっていないため、大学等の進学に係る必要な費用の貯蓄に向けた支援に取り組むことは貧困の世代間連鎖を断ち切るために有効な方法と考えられる。

制度面においては前述した通り、改善が図られているが、生活保護制度の利用者が捉える子どもの将来については利用者（保護者）もその子どもも不安を抱えている。浜銀総合研究所（2019）は生活保護世帯を対象とした子どもを養育する保護者への調査を実施し「困っていることや悩んでいること、相談したいこと、要望等」の質問を自由記述で回答（557件）を得ている。その結果、「子どもの将来、進学・進路」が107件カウントされ、その内容は「大学の入学金が貯まらないので、進学を諦めさせるしかない」等の不安が挙げられている。また、同質問に対する子どもの回答（227人）は、「進学・進路の希望と現実について」が46件と最も多い内容<sup>5)</sup>であった。さらに、「大学等入学時の経費が対象であるなら高校生のアルバイト収入等貯蓄が可能となる」ことに対する認識について質問したところ「知っていた」、「聞いたことはあった」は29.9%に留まったのに対し、「聞いたことがなかった」と回答した割合は65.6%となっており、生活保護制度を利用する保護者の多くが大学等の進学のために保護費を貯蓄できることを知らない実態が明らかとなっている。また、厚生労働省（2018）の「生活保護世帯出身の大学生等の生活実態調査」の結果によると、大学進学率は生活保護世帯35.3%に対して、全世帯においては73.0%<sup>6)</sup>となり、大きな差があることが示されている。このことから、生活保護世帯において、保護者、子ども自身、ともに大学等への進学は不安事として捉えられているが、生活保護を受けながら貯蓄等ができることを認知しておらず、子どもの進路に対して選択肢が狭められている状況が窺える。

現在、生活保護制度を利用する世帯への支援は、ケースワーカーが日常的な関わりを行っている。ケースワーカーは、生活保護制度を通じて、世帯の最低生活の保障と自立助長を支援するものであり、子ども自身の自立助長に対する支援も必要であるが、子どもの大学等の進学に向けた貯蓄に関して、保護者及び子ども自身への支援（進学できる可能性の提示や意思決定までのアプローチ、その具体策のメリット、デメリットの説明）に焦点をあてた報告や研究はこれまで行われていない。

そこで、本研究では、生活保護世帯の子どもが大学等の進学する際に障壁となる入学までに要する費用の工面等、経済面に対する支援方法を明らかにしていく。併せて、子どもがアルバイト等の取り組みを通じ、主体的に貯蓄できるような支援やその根底となる進学したいという気持ちを支持する精神面へのアプローチの方法についても調査を実施することで、生活保護世帯の子どもの進学率の向上に寄与したい。その結果、子どもにとって将来安定した生活が築けるよう、生活保護世帯の課題の根幹の一つである「貧困の世代間連鎖」を断ち切る効果となることを期待できると考える。

これまでの類似研究では、保護者や子どもの実態調査(大野 2021)<sup>7)</sup>や、子どもに対する学習支援の効果(孫 2022)<sup>8)</sup>、生活保護世帯を経験した大学生の実態調査(桜井 2018)<sup>9)</sup>

等が主である。これらは、経済面への支援が必要であることを明らかにしているものの、大学等へ進学に向けた貯蓄について焦点をあてた研究はない。大学等への進学を希望している子どもがアルバイトをし、貯蓄ができるようなケースワーカーによる支援内容等の実態は明らかになっていない。したがって、本研究では、大学等への進学を希望している子どものアルバイト収入による貯蓄に対し、ケースワーカーが行う支援を実態調査し、現行の支援における課題と今後、大学等への進学に向けた貯蓄に対する支援に必要な取り組みを明らかにすることを目的とする。

## II. 研究方法

### 1) 調査対象

生活保護世帯の子どもが大学等への進学に向け貯蓄に対する支援のあり方を明らかにするためにケースワーカー7名（表1）を対象とした半構造化面接を実施する。インタビューの時間は、1名につき60分から90分を設定する。インタビュー機関は2024年2月～6月までである。

### 2) 質問内容

フェイス項目として、行政採用後年数、ケースワーカー歴、保有資格を確認し、ケースワーカー、福祉事務所の支援の取り組み内容として、①大学等の進学における貯蓄への支援内容②大学等の進学における貯蓄への支援課題③大学等の進学に必要な貯蓄を推進するための今後の取り組み、の3点設定し、質問をする。

### 3) 分析方法

インタビュー内容をデジタルデータ化し、逐語録に起こす。データの分析にあたっては、佐藤（2014）による「定性的コーディング」の方法<sup>10</sup>を参照し、質的データの分析を行う。定性的コーディングは、文書セグメントに対して、その内容を端的に示す小見出しとなる語句を付していく手続きを指す。

### 4) 倫理的配慮

研究に関する倫理的配慮として、インタビュー調査は、調査対象者個々と確認を行い、プライバシーが確保された部屋で実施する。調査にあたっては、調査対象者に調査の趣旨、目的、方法とともに、音声の録音、結果の公表方法、データの廃棄などについて文書および口頭にて説明をし、同意を得てから実施する。本調査の実施にあたっては、筆者らが所属する大学の研究倫理委員会の承認を得ている（承認番号21）。

なお、データについては、地域や個人が特定されないように配慮する。

## III. 結果

データに基づき、ケースワーカーが取り組む「大学等の進学における貯蓄への支援内容」について分析したところ、6カテゴリー、14サブカテゴリーが生成された（表2）。また、「大学等の進学における貯蓄の支援課題」については、5カテゴリー、12サブカテゴリー

が抽出された（表 3）。さらに、「大学等の進学に必要な貯蓄を推進するための今後の取り組み」は 4 カテゴリー、10 サブカテゴリーが生成された（表 4）。なお、表 2、3、4 の「インタビュー協力者の語り」の文章後のアルファベットは、表 1 の「協力者 ID」を指す。以下、カテゴリーを【 】, サブカテゴリーを〈 〉で示している。

## 1. ケースワーカーによる子どもの貯蓄に対する支援

「大学等の進学における貯蓄への支援内容」としては、子どもの進学ニーズに対して、生活保護制度の規定に則って希望を叶えられるように本人への支援、家庭支援、また福祉事務所内での支援体制の整備に取り組まれていた。

まず、子どもに対しては、大学等への進学に係る費用は生活保護世帯にとって多大な金額になることから、必要な金額を貯蓄するために【継続した貯蓄のための関わり】を大事にされていた。可能な限り〈子ども本人からアルバイト明細の提出〉ができるように促し、そこで子どもとコミュニケーションを図っていた。そして、〈学業とアルバイトのバランスの確認〉をし、アルバイトへの気持ちが優先されると学業が疎かになるため、貯蓄と学業のバランスがとれるように関わられていた。このような関わりを通じて、〈子どもがもつ将来の不安の受容〉し、子どもとの関係が構築されることで貯蓄をする意味付けについても本人が納得し、継続性につながっていた。ケースワーカーは、子どもと自宅や会議室等の形式的な面接場面を設定して実施するのではなく、日常的な会話を用いての面接手法であり、日常生活場面を活かすことで、子どもと関係を構築されていた。ケースワーカーへの信頼が高まるとともに、子どもが有する不安の軽減にもつながっているものだと考えられる。

2 点目は、これまで生活保護世帯を経験したことから、貯蓄した費用を用途するという経験がほとんどないために、必要な支払いを躊躇するような場面が見られた時には、ニーズを満たすために必要な支払いをしてもいいということ伝え、【貯蓄の活用を容認する関わり】を通じて精神面の支持をしていた。これはケースワーカーが〈子どもと共に目的を達成するイメージの共有〉を図り、子どもが孤立した環境に陥らないように対応されていた。そして、〈目的に沿った貯蓄の用途〉ができるように大学等の進学のために用途してよいことを伝え、目的を達成するために支出をする支援をされていた。

3 点目は、子ども自身が将来自立した生活を営むことができるように、【貯蓄を通じた子どもの自信の形成】を行っていた。これは〈社会経験としての貯蓄〉となり、大学等への進学を実現するための重要な手段として認識できるように支援をされていた。そして、〈貯蓄による進学への意欲の向上〉にもつながっており、お金が溜まることで自らのニーズを満たすという経験になっていた。そして、大学等への進学にとどまらず、将来の自立した生活を見据え〈貯蓄による社会性の成長〉にもつながっているとケースワーカーは捉えていた。

続いて 4 点目は、家庭への関わりとして、【貯蓄に対する保護者への説明と同意】の支

援を行っていた。子どもが貯蓄することによって、家庭の生活保護費に影響があるのではないか等について保護者が不安を抱くことがあり、〈生活保護制度における貯蓄に関する説明〉を適切な対応をすることによって保護者の理解を得ていた。その支援を実施することによって〈子どもの進学に対する保護者の意向の確認〉にもなっていた。このように、子どもの貯蓄に関し保護者の理解を得ながらすすめることが結果的に子どもの支援につながると認識されていた。

5 点目は、ケースワーカーによる支援として【貯蓄を支える多機関連携】に取り組まれていた。大学等を希望する子どもの費用面をサポートする就学支援制度や奨学金の取り扱いを行う日本学生支援機構の動向等〈就学費用を提供する機関の把握〉をされていた。大学等へ進学するためには現実的に費用が必要であり、その資源を提供できる機関、団体の把握について情報を得るようにされていた。さらに、〈金銭以外の社会資源の把握〉も必要としており、子どもの生活を連続的に捉えた時に、学習支援や生活支援に係る支援が子どもの貯蓄にも関与しているという認識があり、地域に存在する機関を把握し、支援に活かそうとする様子が見られた。

最後に 6 点目として、個々のケースで取り組む支援を他のケースでも活用できるように【組織内の情報共有による生活保護制度の運用】に取り組んでいた。福祉事務所内で支援の状況を蓄積する〈支援記録の共有〉をし、適正に〈生活保護制度に則った支援〉ができるように制度を活用する視点をもち関わられていた。

## 2. 大学等の進学における貯蓄への支援課題

次に、「大学等の進学における貯蓄への支援課題」について整理していく。ケースワーカーが子どもに対し【見通しを持つことができる貯蓄計画】を立てることで、貯蓄することに慣れていない状況や、ゴールのイメージをもてていないと子ども自身が目的を見失ってしまうことに対する課題が挙げられていた。これは〈貯蓄の計画を立てる〉ことが経験上少ないこともあり〈具体的に必要な金額の確認〉をすることが求められていた。大学進学に要する全体の金額や目標金額、期間等を確認する必要がある課題となっていた。

2 点目は、子どもは、当初、大学等に進学ができる可能性があり意欲も高いことから貯蓄に対する意識が高い状況にあるが、それを維持していくことが難しい部分が見られ【貯蓄の見守り】が課題となっていた。ケースワーカーが〈貯蓄状況の適切な確認〉をすることは業務の中で必須でなっており、生活保護制度の厳格な運用をするためにも子どもに対する重要な支援課題と認識されていた。また、子ども本人へのよりよい支援とするために〈子ども本人からの状況報告〉をすることが理想とされていたが、実際は子どもとの面会が難しいということが挙げられた。

3 点目は、制度変更による最新の動向を知る必要がある【ケースワーカーの制度理解】が課題となっていた。生活保護制度の内容は変更されることが多く〈生活保護制度の改正の理解〉をしておかなければならないという認識であった。そして子どもの大学等の進学

ニーズを満たすために〈生活保護制度上の控除の対応〉が必要となっており、ケースワーカーがその意識を持つことが課題であると挙げられた。これらの課題は〈ケースワーカー個々の力量の差〉を生むものであり、ケースワーカーによって知識量の差等によって支援の量が異なるという内容を述べられていた。

4点目は、主として保護者に対して【家庭環境への理解を含めた貯蓄の取り組み】が課題となっていた。ケースワーカーは〈疾患を有する保護者への丁寧な対応〉が求められており、子どもの意思を保護者にも理解してもらうことが大学等への進学や貯蓄につながるものであると認識されていた。次いで、〈子どもと保護者のそれぞれの思いに沿った対応〉が求められ、子どもと保護者の意向が異なっては子どもの大学等への進学のニーズを満たすことができないため、ケースワーカーが適切に説明をすることが必要とされていた。その上で、〈子ども本人から親への説明の促し〉をし、ケースワーカーからも説明するが、家庭内の重要な事であるので、可能な限り子ども自身から貯蓄していくことを保護者へ伝えられるようにする支援が必要であると捉えられていた。

5点目は、ケースワーカーのみでは子どもの進学ニーズを十分に満たすことができず地域に存在する【社会資源の積極的な活用】が課題となっていた。子どもが貯蓄をする管理はケースワーカーが取り組むことになるが、支援課題の中で、特に学習支援の必要性が必要であるとされていて〈学習支援をする活動団体との関わり〉が課題となっていた。また、支援にあたっては〈子どもの学校との関わり〉が本来必要であるが、今回インタビューを実施した地域の一部では、連携が図られておらず課題として挙げられた。

### 3. 大学等の進学に必要な貯蓄を推進するための今後の取り組み

これまで「ケースワーカーによる子どもの貯蓄に対する支援」、「ケースワーカーによる子どもの貯蓄に対する支援」について整理をしてきたが、最後に「大学等の進学に必要な貯蓄を推進するための今後の取り組み」をまとめていく。

1点目の【子どもとの面会調整】では、子どもと面会してニーズを把握することが基本であることから子どもと面会の予定を立てられることが今後の取り組みで必要であると考えられていた。これは〈子どもとの面会予定の計画〉をすることであり、自宅訪問をしてもなかなか子どもの学校の活動時間と重なり会えないことから計画を立てる取り組みについて述べられた。そして、〈子どもの生活の変化への気づき〉をし、単に貯蓄を管理するだけでなく、生活全体をみていくことが取り組むべき事項であった。

2点目は、【子どもの理解に基づく面接技術の向上】であり、〈子どもの意思を汲み取るコミュニケーション〉が必要であると認識されていた。ケースワーカーが子どもの真のニーズを把握するために豊かなコミュニケーションを図ることが望まれ、それを踏まえて〈支援計画を策定する力〉が求められていた。そして、これらの支援の基盤となるのが〈子どもの権利保障〉の視点であり、子どもらしい暮らしを実現できる取り組みの必要性が述べられた。

3 点目は、【貯蓄の支援につながる社会資源を開発】である。これは、新たに〈子どもの支援に関わる団体の立ち上げ〉を行うことが必要であると述べられた。現存する支援団体では子どものニーズを満たすことができず、生活支援の視点をもち取り組むことが重要であった。そして〈学習支援の必要性〉が意識されており、貯蓄の前提として学習支援に取り組む地域づくりが挙げられた。

4 点目は【福祉事務所内で情報共有の体制強化】が述べられ、〈子どもの貯蓄への支援に対するケースワーカーの意識の向上〉によって子どものニーズを満たすことにつながると考えられていた。そして、〈人事異動や担当地区の変更に伴う情報の伝達〉によって、支援の継続性を担保することで子どもの支援を確実に実施していくことを示された。そして、これらの取り組みをケースワーカー個人の業務の範囲としてとどめることなく〈大学等への進学支援の実績の可視化〉をすることにより、個人レベルから福祉事務所全体として意識を高めていくと考えられていた。

(以下の空白はレイアウト上削除していただいても大丈夫です)

表1 インタビュー協力者プロフィール

協力者ID	地域	行政 経験年数	福祉事務所 経験年数	保有資格	職種	備考
A	九州地方	37年	10年	社会福祉主事	副課長	これまで清掃環境関係20年、教育委員会10年、福祉事務所では現業員6年、査察指導員2年、副課長2年
B	九州地方	10年	6年	社会福祉主事	現業員	新卒後福祉事務所へ配属
C	九州地方	32年	11年	社会福祉主事	査察指導員	これまで、清掃業務18年、その後市民業務3年を経て福祉事務所へ配属
D	東北・北海道地方	22年	14年	社会福祉主事	係長	新卒採用で現業員を4年、その後、総務や秘書、人事等8年経験し、再度福祉事務所へ配属
E	九州地方	37年	15年	社会福祉主事	査察指導員	図書館、水道、固定資産等を23年経験し、その後福祉事務所へ配属され15年
F	中国・四国地方	16年	8年	社会福祉士 介護支援専門員	現業員	社会福祉専門職として採用され福祉事務所に配属され5年、その後地域包括支援センターで8年、その後また福祉事務所へ配属
G	中国・四国地方	40年	32年	社会福祉主事 介護支援専門員	現業員	経営関係に配属後、福祉事務所へ配属、その後福祉事務所長を退職し再任用



表2 大学等の進学における貯蓄への支援内容

カテゴリー	サブカテゴリー	インタビュー協力者の語り
継続した貯蓄のための 関わり	子ども本人からのアルバイト 明細の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正に貯蓄ができていることを確認するために、月1回アルバイト料を受け取ったら子ども本人に明細を持参させるようにしている (A)</li> <li>・アルバイト代を得た時には必ず申告するように伝えており、その時に子どもと会い状況を把握している (B)</li> <li>・アルバイト費の申告は厳密に対処しており、子どもと会うことができる貴重な場面となる (C)</li> <li>・申告は必ずしてもらうようにしているが、子どもとの関係が構築できていることが前提となる (D)</li> <li>・できるだけ子ども本人から明細を提出するように促している (F)</li> <li>・子ども本人からアルバイトした費用を受けとることができるようにしている (G)</li> </ul>
	学業とアルバイトの バランスの確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進学をするためには高校の勉強を大事にしなければならず、アルバイトとのバランスはみていく必要がある (A)</li> <li>・アルバイトに力を入れ過ぎないように見守りをしている (B)</li> <li>・学業とアルバイトの両立は大変難しく、状況を把握していくことが重要 (C)</li> <li>・高校生だと目的をずっと持ち続けることは難しいこともあるので見守りをしながら対応している (D)</li> <li>・子どもは日々の学業が大事であるので、アルバイトをするにしても学習の取り組みも確認していくことが必要 (E)</li> <li>・勉強よりもアルバイトに気持ちが流れそうになることがあり、本来アルバイトをする目的について話をしている (F)</li> <li>・これまで対応したケースでは本人の意識が高く、ケースワーカーとして細かな確認はしていないが、支援として見守りは必要 (G)</li> </ul>
	子どもがもつ将来の不安の受容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進学の準備をする上で、お金の心配等があり、大学や将来の生活に関する相談を受けるようにしている (A)</li> <li>・進学に関して子ども自身は不安になる部分があり、制度の活用や将来のことについて話をきくようにしている (B)</li> <li>・大学へ進学するイメージが湧いていないこともあり、本人の話を受け入れながら支えていく支援をしている (C)</li> <li>・本人が決めたことを達成できるように話をきいている (D)</li> <li>・子どもの将来の不安については話を受け止めながら対応をしている (E)</li> <li>・本人を支えることがケースワーカーには求められ、相談支援をしながら将来のことにつ</li> </ul>

		<p>いてしっかり話をするようにしている (F)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学進学については難しい部分もあり、子どもの真の希望を理解できるように対応している (G)</li> </ul>
貯蓄の活用を容認する関わり	子どもと共に目的を達成するイメージの共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケースワーカーは子どもが進学に向けて貯蓄することを支持する視点で関わっている (A)</li> <li>・子どもが希望している進学先へ合格した時は、ケースワーカーとしてもやりがいを感じる部分であり、その経験をしているので、子どもとともに貯蓄も勉強や貯蓄もうまくいくように関わっている (C)</li> <li>・ケースワーカーも子どもと一緒に気持ちになり、希望している大学へ進学できるように話し、精神的な支えになるようにしている (D)</li> <li>・子どもに寄り添って子どもとともに進学を目指すようにしている (E)</li> <li>・ケースワーカーとして本人の希望にもとづいて進学に向けた取り組みを支持し、精神面の支援をしている (F)</li> <li>・目的を共に達成しようとする意識を持っており、進学に導くことができるようにしている (G)</li> </ul>
	目的に沿った貯蓄の使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要なお金を使途することのイメージが湧かないことがあり、貯蓄したお金は目的のために使っていいことを指導している (A)</li> <li>・目的のための範囲であるが、貯蓄の過程で今後どのように使途するかは本人の希望を汲みながら確認をしている (A)</li> <li>・目的のために使途していいことを伝えている (B)</li> <li>・必要なお金を貯蓄し、それを大学進学に係る必要な支出についてはしっかりお金を使うことをすすめている。(C)</li> <li>・貯蓄については、大学進学に必要な経費について支出ができることを繰り返し伝えている (D)</li> <li>・貯蓄した費用は大学進学のために使えることを伝え、本人がチャレンジしたい試験に取り組むことができるようにしている (E)</li> <li>・子どもへ説明するための資料を作成しており、口頭でも伝えている (F)</li> <li>・緊急的に入学試験に係る費用が必要になり、目的に合致していることを伝え、アルバイト費を使途していいことを伝え支援している (F)</li> <li>・大学入学試験の費用については適切に使途できることを伝えている (G)</li> </ul>
貯蓄を通じた子どもの自信の形成	社会経験としての貯蓄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立した生活をイメージできるように、貯蓄をする行為を経験することは重要 (A)</li> <li>・貯蓄を経験することは、社会経験のひとつになっていると思う (A)</li> <li>・貯蓄の経験は将来的にも活かすことができると思う (B)</li> <li>・貯蓄を活用して希望を実現できる経験は重要 (B)</li> <li>・大学進学するためには実際にお金が必要な部分があり、貯蓄を経験することは社会の学びにもなると思う (C)</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の意思によるものであるが、貯蓄を経験すること自体はいい事だと思う (D)</li> <li>・貯蓄をすることは、大人になった後も役立つ大事な経験になると思う (E)</li> <li>・大学の入試を受けるために、急であるがアルバイトをして貯蓄をする必要があったが、結果的に貯蓄をしたことによって自らの希望をかなえることができた経験は良かったと思う (F)</li> <li>・貯蓄の経験は大学進学のために必要なことにはなると思う (G)</li> </ul>
	貯蓄による進学への意欲の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貯蓄することがやる気の向上にもつながっている部分があり、頑張っていることを認める声かけをしている (A)</li> <li>・貯蓄することが進学のためにつながっていることを伝えている (B)</li> <li>・貯蓄をすることによって大学進学への気持ちを高めることにもつながることを経験してきた (C)</li> <li>・程度によるが、貯蓄が進学に対する気持ちが高まることはある (D)</li> <li>・貯蓄をすることにより学習にも気持ちが向くようにしている (E)</li> <li>・貯蓄することが進学へつながっている経験を子ども自身がしており大変な状況もあるが大学へ進学したいという気持ちが高まると思う (F)</li> <li>・ワーカーによる支援があれば貯蓄が進学への気持ちを高めることはある。(G)</li> </ul>
	貯蓄による社会性の成長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貯蓄をすることで、目の前の進学だけでなく将来の自分を考えるようになったこともある (A)</li> <li>・貯蓄をすることで自分に向き合うことや将来について考えることができる (C)</li> <li>・貯蓄を通じて自分に向き合う機会になり、自己の成長につながると思う (D)</li> <li>・貯蓄をすることで人間的な成長にもつながっていると思う (E)</li> <li>・貯蓄をすることで子ども自身が自らのことについて振り返り、どのように問題を解決しよう考えることにつながる (F)</li> </ul>
貯蓄に対する保護者への説明と同意	生活保護制度における貯蓄に関する説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護制度においてアルバイト費用の取り扱いや控除の取り組みを知らないことで不安がられる方もいるので説明をしている (A)</li> <li>・貯蓄について適切に説明をし、保護者の理解を得るようにしている (B)</li> <li>・貯蓄の取り扱いについては、保護者の安心感を得るように話し、書類、口頭で説明をしている (C)</li> <li>・貯蓄に関する説明は適切に行っており、保護者の理解を得ながらすすめている (D)</li> <li>・生活保護制度で貯蓄ができることを保護者に口頭や書類で伝え理解を促している (E)</li> <li>・保護者が子どものアルバイト費用や管理についてはコマ中に説明をしていて、適切に貯蓄をしている (F)</li> <li>・貯蓄の取り扱いについては保護者へ適切に伝えておく必要がある (G)</li> </ul>
	子どもの進学に対する保護者の意向の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの進学希望に対して保護者がどのように捉えているか確認する必要がある (A)</li> <li>・保護者が子どもの進学について理解を示しておく必要があるため確認している (B)</li> <li>・子どものみの希望では進学への支援はできないので、必ず保護者の意向を確認している</li> </ul>

		<p>(C)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの気持ちと保護者の気持ちは同等のように理解する必要があり、保護者の理解なしでは進学はすすめられない (D)</li> <li>・保護者の思いも把握しておく必要があり、子どもの希望をどのように理解しているか確認している (E)</li> <li>・保護者支援が必要で、保護者の気持ちを確認する必要がある (F)</li> <li>・保護者が子どもの進学についてどのように思っているか重要である (G)</li> </ul>
貯蓄を支える多機関連携	就学費用を提供する機関の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会や学生支援機構等とも連携を図り、貯蓄の参考になる資金に関する情報を得ている (A)</li> <li>・進学に利用できる費用を提供している機関の情報把握は必要であり、ケースワーカーも調べている (B)</li> <li>・日頃から就学費用を利用できる機関、団体については情報を持っており、新たに得た情報についてはケースワーカーへ周知している (C)。</li> <li>・就学支援制度や日本学生支援機構等の機関の動向は日頃より気にして情報を得ている (D)</li> <li>・就学費用に使用できる機関は把握に努めている (E)</li> <li>・日本学生支援機構等をはじめ、就学費用に使用できる団体等がないかはかなり調べている (F)</li> <li>・公的制度をはじめ、就学に利用できる機関は把握している (G)</li> </ul>
	金銭以外の社会資源の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進学に関する支援が使用できる情報は得るようにしている (A)</li> <li>・制度をはじめ、進学に関する支援においては社会資源の把握はしている (B)</li> <li>・大学進学するためには貯蓄の他にも様々な支援が必要になることがあり、利用できる制度や機関について方法を得ている (C)</li> <li>・生活支援、文化的な経験を支援してくれる団体があり、そのような支援に関わる団体の把握をしている (D)</li> <li>・社会資源の把握、活用は重要で、子どもの支援にかかわる情報は得るようにしている (F)</li> <li>・学習支援等個別の取り組みをしている団体があり、支援に関わる機関の把握は必要 (G)</li> </ul>
組織内の情報共有による生活保護制度の運用	支援記録の共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉事務所内での過去の記録をもとに、支援の方法について情報交換をしている (A)</li> <li>・支援の過程はシステムで記録をしていて、過去のデータや記録をみて支援を検討している (A)</li> <li>・これまでの記録をもとにどのような支援ができるのかケースワーカー同士で話をしている (B)</li> <li>・大学進学のケースは多くないので、支援の過程を記録し、次の支援に役立てることができるようになっている (C)</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援の過程は記録をするとともに、周囲のワーカーへ引継ぎをしている (D)</li> <li>・ 子どもの支援の過程については記録をし、情報が引き出せるようにしている (E)</li> <li>・ 記録を作成し共有している (F)</li> <li>・ 支援の振り返りをし、記録を作成するとともに、周囲のケースワーカーと共有をしていて対応をよりよくしている (G)</li> </ul>
	<p>生活保護制度の規定に則った支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活保護法や生活保護手帳をみながら、貯蓄を支援できる制度や根拠を見出だしている (A)</li> <li>・ 支援をする上で生活保護制度の根拠について調べ、支援できることは取り組んでいる (B)</li> <li>・ 子どもの希望を叶え、実現するように生活保護制度の内容を何度も読み返し、法令順守のもと支援ができることを探している (C)</li> <li>・ 生活保護制度の枠の中で支援ができることを整理し、その中で対応できることを検討している (D)</li> <li>・ 生活保護制度に定められた内容に従って支援をしている (E)</li> <li>・ 生活保護制度をどのように支援に活かすことができるのかという視点で子どもの希望の実現を考えている (F)</li> <li>・ 生活保護制度の中での対応になるが、規定の中で子どもの支援を考えている (G)</li> </ul>

表3 大学等の進学における貯蓄の支援課題

カテゴリー	サブカテゴリー	インタビュー協力者の語り
見通しを持つことができる貯蓄計画	貯蓄の計画を立てる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的を達成するための計画を話し合うことが必要だが支援の充実が課題となる (A)</li> <li>・ お金をどのように貯蓄していくのか子どもの指導にあたっているがより支援が求められる (B)</li> <li>・ 子ども自身が貯蓄の経験をし、進学に向けてお金を計画的に貯めていくという気持ちを育むことが課題といえる (C)</li> <li>・ 進学に係る費用については計画が必要であるが十分な対応までには至っていない (D)</li> <li>・ 子どもの貯蓄に対して計画性を持って取り組むことが課題 (E)</li> <li>・ どの程度貯蓄が必要なのか子ども自身にも理解できる支援が必要 (F)</li> <li>・ 進学に係る費用が明確にならないと支援の取り組みが明確にならない (G)</li> </ul>
	具体的に必要な金額の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども自身が大学の進学のために必要な費用を理解し、アルバイトでどの程度貯蓄が必要とするか理解することが必要となっている (A)</li> <li>・ 進学に必要なお金はケースワーカーも確認をしている。本人が理解できているかも確認していく必要がある (A)</li> <li>・ どの程度お金が必要なのか子ども自身に調べてもらうようにしている (B)</li> <li>・ 進学先それぞれ必要な金額が異なるのでその都度どの程度費用が必要となるのか子どもにも調べるように促しているが難しい部分もある (C)</li> <li>・ 支援を考えていくためにも具体的な金額を知る必要があり、そのためにどのような貯蓄をするかを考えてもらうようにしている (D)</li> <li>・ 進学に向けてどの程度費用が必要になるのか的確に把握できないと貯蓄の段階にいかない (F)</li> <li>・ 費用の把握が必要であるが、子ども自身も細かに理解することが難しい部分もある (G)</li> </ul>
貯蓄の見守り	貯蓄状況の適切な確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者が行うことがいいのかもしれないが、支援としてケースワーカーも関わり、状況を確認していくことが課題となっている (A)</li> <li>・ アルバイトの費用を得たら明細等において提出によって確認をする必要があり適正な対応が求められるので管理側の課題となっている (B)</li> <li>・ 自立更生費から控除をしているため、貯蓄に対しては、適切な管理、把握がケースワーカーには求められ課題としている (C)</li> <li>・ 制度上アルバイト代は収入になり、控除で対応することになるので貯蓄されているかどうか細かに確認する必要があり管理体制が課題 (D)</li> <li>・ 貯蓄がどのように推移しているの把握している (E)</li> <li>・ 控除で対応するので、制度上目的外使用がないように確認していく必要がありその管理体制の整備が課題 (F)</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的外使用にならないように対応していく必要がある (G)</li> </ul>
	子ども本人からの状況報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入を得たら子どもの本人から報告をしてもらうように取り組んでおり、これを徹底していくことが課題 (A)</li> <li>・子ども本人から報告を受けるように求めているが、必ずしも対応できているわけではない (B)</li> <li>・子ども報告をするように促している (C)</li> <li>・収入状況を確認するために子どもと会い状況確認したいところであるが難しい部分もある (D)</li> <li>・子どもの貯蓄に関しては本人のものであるので、子どもからアルバイトの状況報告ができるとういのが難しい。(E)</li> <li>・子どもから報告をしてもらうようにし、重要な支援となる (F)</li> <li>・子どもから報告してもらえれば把握しやすいがなかなか難しい (G)</li> </ul>
ケースワーカーの制度理解	生活保護制度の改正の理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護制度の改正については敏感になっていないと子ども、保護者へ正しい情報が伝えられない (A)</li> <li>・ケースワーカーも支援に関する制度を学び続ける必要があり、学びの機会が課題 (B)</li> <li>・改正の多い生活保護制度あるのでケースワーカーが動向をつかんでいないと支援が難しい (C)</li> <li>・生活保護制度の改正にケースワーカーはついていく必要があり、知識を得ていくことが課題 (D)</li> <li>・生活保護制度の変更についてはケースワーカーがしっかり押さえていかなければならない (E)</li> <li>・生活保護制度の取り扱いについては、ケースワーカーはしっかり理解していく必要があり課題である (F)</li> <li>・ケースワーカーは真摯に支援に向き合い、制度の改正を把握していかなければならないので課題 (G)</li> </ul>
	生活保護制度上の控除の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立更生費の控除として必要性が認められるように、ケースワーカーが支援内容を考えていくことが課題 (A)</li> <li>・収入認定ではなく、控除ができるように制度について理解を深めていくことがケースワーカーには求められ課題としている (B)</li> <li>・大学進学するためには、お金が必要であり、アルバイト代について制度上控除ができないかケースワーカーが考えられるようにすることが課題 (C)</li> <li>・子どもの将来を考えた時に自立更生費等の対応ができるように支援を検討できることが課題 (D)</li> <li>・子どもの控除のために生活保護制度の運用をできる力を育むことが理解。(E)</li> <li>・控除等の対応をすることにより子どものニーズが満たされ、自立に向かうことができる等の支援の視点をもつ必要がある (F)</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護制度で対応できる控除の活用が必要 (G)</li> </ul>
	ケースワーカー個々の力量の差	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーカー個人の力量によって、子どもとの信頼関係や対応に差が生まれることがあり、ケースワーカーとしての資質向上が課題となっている (A)</li> <li>・子どもの支援をしたいという思いが支援に差が出てくるため課題となっている (B)</li> <li>・子どもの将来をどうにかしないといけないというケースワーカーの個人の思いが支援の差につながることもあり課題である (C)</li> <li>・ケースワーカーによって取り組む支援の範囲が異なることがあり、資質の向上が必要であり課題である (D)</li> <li>・ケースワーカーによって支援が異なっている状況があるのが課題 (E)</li> <li>・貯蓄することが子どもの支援につながると考えられる場合は子どもにそのことを伝え支援していくことが望ましく課題となっている (F)</li> <li>・ケースワーカーそれぞれ意識の差が大きいのが現状であり、熱意をもって支援にあたっしてほしいという思いがあり課題である (G)</li> </ul>
家庭環境への理解を含めた貯蓄の取り組み	疾患を有する保護者への丁寧な対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が精神的な疾患を有している場合があり、子どもの進路や貯蓄のことについて説明、同意をとる支援が必要な場合があり課題である (A)</li> <li>・保護者が病気をしている場合には、子どもがヤングケアラーの状態になっていることもあり、保護者の状況に合わせた説明が必要になることがあり課題として捉えている (B)</li> <li>・ケースによっては、保護者が疾患を抱えている場合があり、子どもを含めた家庭への支援の視点がないとうまくいかず課題として感じている (C)</li> <li>・支援が必要な保護者の場合には、家庭全体をみていく必要があり、支援の介入をすることがあり課題となる部分である (D)</li> <li>・保護者が精神的な疾患を有していることがあり、ケースワーカーが分かりやすく話をする対応が求められ課題である (F)</li> <li>・保護者が要支援状態にある場合には信頼関係を築き対応をする必要があり課題 (G)</li> </ul>
	子どもと保護者のそれぞれの思いに沿った対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども本人のみの希望ですすめることはできず、保護者へ進捗状況を説明、理解を求めの必要があり課題となる部分である (A)</li> <li>・子どもの希望に合わせて保護者にも説明をしていくことが必要であり課題である (A)</li> <li>・子どもの希望と保護者の希望が沿うように見守りをする必要があり支援の課題である (B)</li> <li>・子どもと保護者の意見をすり合わせるができるようにそれぞれのニーズを把握し家庭単位での支援に取り組まなければならないという視点が課題である (C)</li> <li>・子どもの意見も保護者の意見もどちらも重要でそれを適切に整理できるような支援をしなければならぬ (D)</li> <li>・子どもの希望に対して保護者が納得されないケースもあり、その真意をつかみながら支援できることが課題である (F)</li> </ul>



		<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもと保護者どちらにもアプローチすることが支援では必要でニーズを捉えられるようにすることが課題 (G)</li> </ul>
	子ども本人から親への説明の促し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども自身で保護者へ説明することも必要であり、子ども自身に促していくことが必要なことだと思っていて課題としている (A)</li> <li>・子ども本人の気持ちを保護者へ伝えられることが必要であり課題として捉えている (C)</li> <li>・子どもから保護者へ希望を伝えられるように促すことが必要だと思っていて課題 (G)</li> </ul>
社会資源の積極的な活用	学習支援をする活動団体との関わり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貯蓄と同様に、子どもの学習の取り組みを支える団体等との関わりが必要で関係性を深めることが課題 (A)</li> <li>・大学進学や貯蓄のことを考えていくためにも子ども自身の学習環境を整えることが重要な支援である (C)</li> <li>・貯蓄のみでなく、大学進学するために学習支援が必要 (D)</li> <li>・子どもには学習支援が必要であり、活動団体との関わりが深い状況にはなく課題 (E)</li> <li>・本来は貯蓄の前に学習支援が必要なことが多く、支援を行う団体との関わりが必要だ (G)</li> </ul>
	子どもの学校との関わり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの様子を詳しく知ることが難しく、学校との関係が課題 (C)</li> <li>・子どもの学校の様子を知ることが難しい (D)</li> <li>・ケースワーカーのみでは支援に限界があることは分かっているが、学校との関わりまでもつのは忙しく非常に難しい (G)</li> </ul>

表4 大学等の進学に必要な貯蓄を推進するための取り組み

カテゴリー	サブカテゴリー	インタビュー協力者の語り
子どもとの面会調整	子どもとの面会予定の計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケースワーカーが子どもと定期的に会って状況を把握することが必要 (A)</li> <li>・子どもとなるべく会えるようにしなければならない (B)</li> <li>・子どもと計画的に、確実に会うことができるようにケースワーカーは考えることが大事 (C)</li> <li>・子どもとなるべく会うことで関係が築かれる (D)</li> <li>・子どもと会う取り組みは重要 (E)</li> <li>・子どもと定期的に会うことでよい支援につながることを経験してきた (F)</li> <li>・子どもと会えるようにしていくこと (F)</li> </ul>
	子どもの生活の変化への気づき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの生活に変わりはないか定期的に確認していくことが必要である (A)</li> <li>・子どもの変化を捉えていくことで進学や貯蓄の状況を把握できることにつながる (B)</li> <li>・子どもの表情や日常の生活を知ることにより支援の取り組みや関わりを充実させていくことができると思う (C)</li> <li>・子どもの生活を知っていくことが必要である (D)</li> <li>・子どもの暮らしに目を向けていくことが大事で、その情報を得られるようにしなければならない (E)</li> <li>・子どもの意思は変化することもあり、学校の様子等日々の状況を知っていくことが重要 (F)</li> <li>・子ども自身を知る事が重要で、そうすると子どもの暮らしにも目を向けることになる (G)</li> </ul>
子どもの理解に基づく面接技術の向上	子どもの意思を汲み取るコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの本当の意思はどうか捉えていく必要があり、そのためにケースワーカーにはコミュニケーション技術が求められる (A)</li> <li>・支援に必要な対人援助の力を高めていくことが求められる (B)</li> <li>・面接技術等の研修は行っているが、子どもの意思を汲み取ることの必要性を認識することが必要 (C)</li> <li>・子どもの意思の決定に寄り添うことができる相談支援をしていくことが必要 (D)</li> <li>・子どもの真の気持ちを捉えられるようにしていかなければならない (E)</li> <li>・子どもと関わり、子どもの意思を理解できるように面接をしていく力が必要 (F)</li> <li>・必要な貯蓄に気持ちを向けていくためにも、子どもと関係を構築できる相談支援の技術が必要 (G)</li> </ul>
	支援計画を策定する力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どものニーズを満たすために生活保護制度を活用することが必要 (A)</li> <li>・子どもの支援を見通しする力が必要 (B)</li> <li>・ケースワーカー自身が子どもをどのように支援し、大学進学やその先の自立に結びつけ</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・のか計画を立てることが必要 (C)</li> <li>・子どもをどのように導くか支援の内容を考える力がケースワーカーには求められる (D)</li> <li>・子どもの支援をどのようにすすめていくかケースワーカーが見通しをもつことが大事になる (E)</li> <li>・ケースワーカーには子どもの意思に基づいて子どもの自立に向けた支援を考えるための力が求められる (F)</li> <li>・子どもの希望にもとづいてどのように支援をしていくのか支援者側も考える必要がある (G)</li> </ul>
	子どもの権利保障	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども自身が将来自立して地域で暮らすことができる社会が必要で、子ども本人には成長してほしいと思う (A)</li> <li>・生活保護制度を利用している世帯の理解がすすんでいるわけではまだないので地域の人の理解が必要 (B)</li> <li>・生活保護制度を利用することは恥ずかしいことではないという認識が社会には必要で子ども自身にもそのことを理解してもらうことが必要 (C)</li> <li>・社会ではなかなか生活保護制度に対して理解があるとは言えない部分があり子どもの人間性を認めていくことが必要 (D)</li> <li>・子どものための社会の実現を目指していく必要がある (F)</li> <li>・子どもらしい暮らしを営めることや社会の理解がすすむことが必要 (G)</li> </ul>
貯蓄の支援につながる社会資源の開発	子どもの支援に関わる団体の立ち上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉事務所だけでは子どもに対して十分な支援をすることが難しいので、支援に携わる団体との連携が必要で、今できるサービスがなければ新たに創っていくことも必要 (A)</li> <li>・貯蓄につながる子どもの支援が不足しているので地域にもっと活動団体が増えればと思う (B)</li> <li>・子どもの支援に団体が拡充していけば、子どもの支援にもつながり福祉事務所では対応しづらいことも可能になると思う (C)</li> <li>・今、現存する支援団体に加えて (D)</li> <li>・現在活動されている団体を支援し、子どもの支援にいろいろ関わってもらえるといいなと考えている (G)</li> </ul>
	学習支援の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貯蓄も必要であるが、同時に学習支援をしていくことが必要で、生活困窮者世帯を対象として事業を通じて子どもの支援を拡充していくことが必要 (A)</li> <li>・学習支援に関して事業委託をしておき、この学習支援の充実が貯蓄のステップにもつながることになると思う (C)</li> <li>・貯蓄と同様、子どもの学習にも力を入れる必要があり、学習支援に取り組んでもらう団体があればよいと思う (D)</li> <li>・学習支援の取り組みが基本 (E)</li> <li>・大学等に進学するためにも学習支援が必要な状況である (G)</li> </ul>
福祉事務所内における情報共有の	子どもの貯蓄への支援に	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが進学を希望するならばその気持ちに応えるための支援が必要 (A)</li> </ul>

体制強化	対するケースワーカーの意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの意思に基づく支援に取り組むことが必要 (B)</li> <li>・子どもが取り組む貯蓄を支援することが子どもの希望を叶え、自立に向かうことを信じて、ケースワーカーの専門性を向上させることが求められる (C)</li> <li>・子どもの進学のために貯蓄に対する支援も取り組んでいこうとするケースワーカーの気持ちが重要である (D)</li> <li>・ケースワーカーが熱意をもって取り組むことが必要であり、子どもの支援に対する意識を高めることが望ましい (E)</li> <li>・子ども本人が望めば大学の進学やそのために必要な貯蓄が必要であり、ケースワーカーが支援への意識を高める必要がある (F)</li> <li>・ケースワーカーが冷静でありながらも、子どもが必要としている支援について考え、貯蓄の支援にも丁寧に取り組むことで希望が叶えられるならば取り組むべきである (G)</li> </ul>
	人事異動や担当地区の変更に伴う情報の伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援の継続性が必要で組織の都合で子どもの支援が途絶えないように支援していく体制が必要 (A)</li> <li>・ワーカーが異動や退職、担当地域が変更すると、子どもへの対応が続かないことがあるため引継ぎが大事 (B)</li> <li>・福祉事務所では、ずっと同じ人が関わり続けることは難しいこともあるので良い支援は継続できるようにするのが重要 (C)</li> <li>・組織内では部署異動等があるので子どもに関する情報や、支援が継続していくように対応しなければならない (D)</li> <li>・情報伝達は重要で、引継ぎは適正に実施し、支援が途絶えないようにしている (E)</li> <li>・支援の担当者が変わると支援が滞ってしまうことがあり、組織としても個人レベルの対応にならないようにしたい (G)</li> </ul>
	大学等への進学支援の実績の可視化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護世帯における子どもの大学進学はケースとして多いわけではないので支援した流れや実績が分かるようにしていくとよいと思う (A)</li> <li>・生活保護世帯で子どもが進学することは多くないので、ケースワーカーも実績を整理することで、支援の振り返りにもつながると思う (C)</li> <li>・子どもが大学へ進学するということを主眼として対応してこなかったためこれまでの対応等振り返り資料を整理すると、ケースワーカーの意識も高まるのではないかと思う (D)</li> <li>・大学への進学実績を分かるようにし、福祉事務所全体で取り組むようにしていかなければならない (E)</li> <li>・支援の質を上げていくためにも対応ケースが少ない大学進学についてこれまでの情報を整理していくことが大事である (F)</li> <li>・大学への進学に関する子どもの支援について、ケースを蓄積していくことが必要 (G)</li> </ul>

#### IV. 考察

本研究では福祉事務所の職員 7 名を対象にインタビュー調査を実施し、逐語データを質的内容分析法に依拠し分析を行った。分析の結果、「大学等の進学における貯蓄への支援内容」の設問では、6 カテゴリー、12 サブカテゴリーが抽出された。た、「大学等の進学における貯蓄の支援課題」については、5 カテゴリー、12 サブカテゴリーが抽出された。さらに、「大学等の進学に必要な貯蓄を推進するための今後の取り組み」は 4 カテゴリー、10 サブカテゴリーが生成された。以上、生活保護世帯の子どもの大学等への進学に向けた貯蓄への支援の取り組みや課題について分析を進めてきた。以下では、5 点考察を行う。

##### 1. 子どもが大学等の進学に向き合う力を高める関わり

子どもの大学等への進学ニーズに対し、その子ども自身が希望に向かって必要なことに取り組むことができる伴走型の支援が行われていた。支援する子どもの中には、成育歴による社会文化的活動の制限、学習の経験が十分でないため、意思を継続していくことの難しさもみられた。子どもの意思により進路希望が変更になる場合はよいが、子どもの真のニーズを汲み取るための支援が必要になる。その際に、ケースワーカーは、子ども自身が自らの進路について考え、決定できるような関わりが重要となる。

そして、この前提として、まず子どもに対して、大学等の進学が将来の選択の 1 つとしてあることをケースワーカーが適切に伝え、さらに保護者へも説明する支援が重要である。子ども自身は、生活保護制度の内容を把握していないことが多いため、子どもが分かる言葉で伝え、子ども自身が進路を選択するための情報を得ることで、自己に向き合う気持ちが高まると考えられる。

このような関わりによって、大学等への進学を希望する場合には、自らが必要とする準備や手続き、必要な費用をどのように貯蓄していくのかを自分事として捉え、考えることにつながると期待される。

##### 2. 継続的な対話による子どもの貯蓄への支援

ケースワーカーが子どもと関わり続け、大学等の入学の希望を叶えるために貯蓄を支える支援に取り組まれていた。継続した貯蓄ができるためにも、ケースワーカーによる見守りが必要であると認識されていた。そして、子どもの貯蓄を認める関わりをすることにより、子どもの安定した貯蓄につながっていた。

これらの支援の基盤となるのが子どもとの面会を確実に行うことである。ケースワーカーが勤務にあたる時間と子どもが通常学校に行っている時間で重なることもあろうが、子どもの休みの日を把握することや長期休暇等を活かして会うことも検討出来るだろう。また、面会する場所においても、自宅、福祉事務所、公的な施設等も考えられ、子どもの生活のペースを意識し、その中で確保できる時間、場所を検討していくことが望ましい。

### 3. 将来の自立に必要と認識されるアルバイト収入に対し積極的な控除の対応

子どもが大学等への進学を目指した場合のアルバイト代については、自立更生計画書によって、収入認定から控除される可能性がある。実際に、ケースワーカーは子ども本人と話し、アルバイト収入について適宜自立更生費として控除の対応をし、貯蓄ができるように支援をしていた。

生活保護制度の考え方においては、稼働能力を有する者は、就労するという考えが長らくベースにあり、それは重要な視点であるが、これからは、子どもの将来や暮らしを考え、また子どもの権利から支援を考えた場合には、大学等への進学を希望する場合には法制度に則って実現できるような支援が求められる。近年においては、就学援助制度等を活用すれば大学等への進学が実現しやすい環境にはなっており、さらなる拡充が必要である。

これらの視点から、子どもの将来を考えた時に、ケースワーカーは就労する選択だけを提示するのではなく、大学等の進学ができるということを十分に提示し、子どもが希望するならば積極的に自立更生費等の控除を行う等の支援の視点をもつことが必要である。

### 4. 子どものアルバイトに対する保護者の理解を促進する支援

ケースワーカーは子どもと保護者へ仲介し、子どものニーズを保護者も理解できるように支援をされていた。保護者によっては、子どもが大学等へ進学することに対し必ずしも肯定的な認識をもっているとは限らないため、ケースワーカーが必要に応じて子どもの意思を伝え、保護者の意思を汲み取るようにしていた。

今後は、子どものニーズを尊重し、子どもから保護者へ十分に伝えることが困難な部分については、ケースワーカーが子どものアルバイトについて、その目的や意義、将来の見通しを分かりやすく伝えることで理解を得ていくことが必要であろう。

### 5. 子どもの理解に基づくソーシャルワークの展開

子どもの生活を包括的に捉える視点で支援が展開されていた。本研究においては、大学等への進学に向けての貯蓄に焦点をあてたが、その基盤として、ケースワーカーには子どもの理解に基づく支援が求められる。2016年に改正された児童福祉法においては、すべての子どもが福祉を等しく保障される「権利の主体」であることが、基本理念として明記された。さらに、2022年には子どもの施策の基本理念を定めた「こども基本法」が制定され、翌2023年4月に子どもに関わる政策を総括する「こども家庭庁」が発足した。子どもの福祉を推進していくためには、子どもを中心に据え、子育て家庭を社会全体で支えていく視点を施策の側面や社会づくりが推進していくこととされている。その中で、生活保護制度を利用する家庭においては、日常生活自立、社会生活自立、経済的自立のそれぞれに支援を包括して取り組むことが求められる。特に、生活保護世帯の要支援となる子どもに対しては、その権利を保障する視点がケースワーカーには求められる。生活保護制度において、その実施過程で展開されるソーシャルワークの専門性はどこにあるのかと言った問い

は、古くて新しい問題だと指摘され（清水 1992）<sup>11)</sup>、今後は、現代のソーシャルワーク養成の潮流であるジェネリックな視点を有し、特に子どもの権利保障を基盤に据えたソーシャルワーク機能の向上が望まれる。

## V. 研究の限界と今後の課題

本研究では、生活保護制度を利用する子どもの大学等への進学に対し、ケースワーカーが子どもの貯蓄に関する支援のあり方を明らかにすることを目的として、現在取り組まれている支援内容や課題、今後の取り組みについて分析を行った。その結果、子どもが大学等の進学に向き合う力を高める関わり、継続的な対話による子どもの貯蓄への支援、将来の自立に必要と認識されるアルバイト収入に対し積極的な控除の対応、子どものアルバイトに対する保護者の理解を促進する支援、子どもの理解に基づくソーシャルワークの展開が必要であることを明らかにした。

生活保護世帯から貧困の再生産を断ち切っていくためにも、保護者の自立はもちろんであるが、その家庭の子どもの将来の支援が非常に重要である。そこでは、単純に高校卒業後の就職や進学等への選択を促すのではなく、一人ひとりの子どもが豊かに将来の夢を描くことができるような支援が求められる。一般的に、低所得世帯の子どもは、社会的、文化的な活動への参加が少ないことから将来に対して自らに自信をもち生活を営むイメージが湧くような対応が必要である。しかし現在、生活保護世帯の調査においては、「高齢者世帯」「障害者・傷病者世帯」「母子世帯」「その他の世帯」に分類、報告されていて、子育て世帯に関する世帯の情報は前記した世帯それぞれに包含されていることから実態が詳細に分からない状態である。そこで、生活保護世帯を利用する子育て世代に関する調査及び公表する仕組みを設けることが必要であろう。子育て世帯の状況について社会に広く周知することにより、様々な支援について実践、研究の裾野が広がっていくものだと考える。

昨今の生活保護制度において、大学等への進学に対する国の支援は改善してきているが、まだ十分な状況とはなっていない。例えば、生活保護家庭で高校を卒業して就職、もしくは再就職をする場合には、就労自立給付金が利用でき、就労直後の生活費をフォローされるものとなっている。これによって、給与が出るまでの間のつなぎの支援となっており有効である。しかしながら、これは、大学等への進学のためには適用されず、子どもの生活の連続性を考えた時に、大学入学後の生活も見通した支援についても今後議論が求められる。

次に本研究の限界を述べる。本研究においては、子どもの進学に対して支援の成功事例を中心に聞き取りを行ったが、支援の実際においては、本来の目的である大学等の進学へ向けた貯蓄を途中で断念するケースもあった。要支援の家庭において心身の発達段階にある子どもが日々の生活によって希望に揺れが生じるのはあり得ることであり、その過程にケースワーカーがどのように関わっていくのが支援となり、自立の過程を支持することにつながるものであろう。これについては、また別の研究で知見を深めていきたい。さら

に、地域の特性や経済状況、文化的背景、個別的な家族内の人間関係等の違いによって、結果が影響を受ける可能性があるため、結果の一般化は慎重にするべきである。実際の支援について提言をしていくためには、福祉事務所の規模や研修受講状況、スーパービジョン体制といった事項を含め詳細な検討が必要であろう。

今後の研究としては、今回インタビュー調査において、大学等の進学に対する支援内容や課題、今後の取り組みについて質的に整理をしてきたが、全国の福祉事務所で取り組まれている大学等の進学への支援や課題について量的調査を行い、計量的な把握をしていきたい。

#### 謝辞

本研究は、一般財団法人ゆうちょ財団の助成を受けて実施したものです。

日々の業務が大変お忙しい中、研究調査にご協力くださいました福祉事務所の職員の皆様に深く感謝いたします。



## 引用文献

- 1) 厚生労働省 (2023) 「2022 (令和 4) 年 国民生活基礎調査の概況」
- 2) 道中隆 (2009) 『生活保護と日本型ワーキングプア貧困の固定化と世代間継承』、ミネルヴァ書房
- 3) 厚生労働省 (2024) 「令和 5 年賃金構造基本統計調査の概況」
- 4) 労働政策研究・研修機構 (2019) 「ユースフル労働統計」
- 5) 浜銀総合研究所 (2019) 「生活保護世帯の保護者・子どもの生活状況等の実態や支援のあり方等に関する調査研究事業報告書」
- 6) 厚生労働省 (2018) 「生活保護世帯出身の大学生等の生活実態調査」
- 7) 大野慶 (2021) 「「北海道子どもの生活実態調査」からみえる生活保護利用世帯の生活—低所得世帯との比較分析を通して—」『教育福祉研究』第 25 号、pp21-37
- 8) 孫応霞 (2022) 「生活保護世帯における子どもの学習支援事業の利用に至る過程に関する分析:学習支援事業のスタッフへのインタビュー調査から」『社会問題研究』71、pp73-85
- 9) 桜井啓太 (2018) 「生活保護と大学進学:生活保護世帯の大学生等生活実態調査(堺市)から pp89-100
- 10) 佐藤郁哉 (2014) 『質的データ分析-原理・方法・実践』新曜社
- 11) 清水浩一(1992) 「第 5 章福祉事務所「改革」の方向と課題」古川孝順編『社会福祉供給システムのパラダイム転換』誠信書房 71-85

## 参考文献

- ・ 牧園清子 (2017) 『生活保護の社会学 自立・世帯・扶養』法律文化社
- ・ 岡部卓・長友祐三・池谷秀登 (2017) 『生活保護ソーシャルワークはいま より良い実践を目指して』ミネルヴァ書房
- ・ 山野則子 (2019) 『子どもの貧困調査 子どもの生活に関する実態調査から見えてきたもの』明石書店
- ・ 山田篤裕・駒村康平・四方理人・田中聡一郎・丸山桂 (2018) 『最低生活保障の実証分析 生活保護制度の課題と将来構想』有斐閣
- ・ 小関隆志 (2020) 『生活困窮と金融排除 生活相談・貸付事業と家計改善の可能性』明石書店
- ・ 末富芳 (2017) 『子どもの貧困対策と教育支援 より良い政策・連携・協働のために』明石書店
- ・ 有馬明恵 (2021) 『内容分析の方法 第 2 版』ナカニシヤ出版
- ・ 林明子 (2016) 『生活保護世帯の子どものライフストーリー 貧困の世代的再生産』勁草書房

## 要 旨

本研究は、福祉事務所のケースワーカー（以下、ケースワーカー）を対象に、生活保護世帯の子どもに対する大学等（大学、短期大学、専修学校、各種学校等）の進学に向けた貯蓄への支援内容から現行の支援における課題を明らかにし、今後必要だと思われる大学等への進学に向けた貯蓄に対する支援のあり方について示唆するものである。

国としても近年、貧困世帯の子どもに対する大学進学へ向けた支援策を講じている。その一つが、進学準備給付金である。2018年6月に改正生活保護法が施行され、生活保護世帯の子どもへの進学を支援するため、進学準備給付金を支給する制度が創設された。これによって、生活保護世帯の子どもが大学等へ進学する場合において、新生活の初期費用が支給されることになった。支給額としては、進学のために転居する際は30万円、現在の自宅から通学する際は10万円となっている。また、2017年度からは給付型の奨学金の支給が始まり、さらに、2020年度からは給付型奨学金の対象や支給額が拡充され、大学等の入学金や授業の減免措置も開始されている。また、これまでは、生活保護世帯に子どもが進学する場合、生活保護の対象からはずれることになり、家族と一緒に同じ家に住み続けることはできるが、世帯分離になり家賃に対する支援である住宅扶助が減額されていたが、2018年より減額はされなくなった。他にも、大学独自の奨学金制度や地方自治体による奨学金制度等支援は拡充している。しかしながら、このような支援を利用しても、大学等の入学にかかる受験費用や移動費等の全てを賄うことができる状況とはなっていないため、大学等の進学に係る必要な費用の貯蓄に向けた支援に取り組むことは貧困の世代間連鎖を断ち切るために有効な方法と考えられる。

現在、生活保護制度を利用する世帯への支援は、ケースワーカーが日常的な関わりを行っている。ケースワーカーは、生活保護制度を通じて、世帯の最低生活の保障と自立助長を支援するものであり、子ども自身の自立助長に対する支援も必要であるが、子どもの大学等の進学に向けた貯蓄に関して、保護者及び子ども自身への支援（進学できる可能性の提示や意思決定までのアプローチ、その具体策のメリット、デメリットの説明）に焦点をあてた報告や研究はこれまで行われていない。

そこで、本研究では、生活保護世帯の子どもが大学等の進学する際に障壁となる入学までに要する費用の工面等、経済面に対する支援方法を明らかにしていく。併せて、子どもがアルバイト等の取り組みを通じ、主体的に貯蓄できるような支援やその根底となる進学したいという気持ちを支持する精神面へのアプローチの方法についても調査を実施することで、生活保護世帯の子どもへの進学率の向上に寄与したい。その結果、子どもにとって将来安定した生活が築けるよう、生活保護世帯の課題の根幹の一つである「貧困の世代間連鎖」を断ち切る効果となることを期待できると考える。

研究方法としては、生活保護世帯の子どもが大学等への進学に向け貯蓄に対する支援の

あり方を明らかにするためにケースワーカー7名を対象とした半構造化面接を実施した。インタビューの時間は、1名につき60分から90分を設定する。インタビュー機関は2024年2月～6月までである。設問は、フェイス項目として、行政採用後年数、ケースワーカー歴、保有資格を確認し、ケースワーカー、福祉事務所の支援の取り組み内容として、①大学等の進学における貯蓄への支援内容②大学等の進学における貯蓄への支援課題③大学等の進学に必要な貯蓄を推進するための今後の取り組み、の3点設定し、質問をする。インタビューデータは、デジタル化し、逐語録に起こす。データの分析にあたっては、佐藤(2014)による「定性的コーディング」の方法を参照し、質的データの分析を行う。倫理的配慮については、筆者らが所属する大学の研究倫理委員会の承認を得た(承認番号21)。

研究の結果、ケースワーカーが取り組む「大学等の進学における貯蓄への支援内容」について分析したところ、6カテゴリ、14サブカテゴリが生成された。また、「大学等の進学における貯蓄の支援課題」については、5カテゴリ、12サブカテゴリが抽出された。さらに、「大学等の進学に必要な貯蓄を推進するための今後の取り組み」は4カテゴリ、10サブカテゴリが生成された。

「大学等の進学における貯蓄への支援内容」について分析したところ、6カテゴリは、【継続した貯蓄のための関わり】、【貯蓄の活用を容認する関わり】、【貯蓄を通じた子どもの自信の形成】、【貯蓄に対する保護者への説明と同意】、【貯蓄を支える多機関連携】、【組織内の情報共有による生活保護制度の運用】、【生活保護制度の運用】が中抽出された。

次に「大学等の進学における貯蓄の支援課題」は、5カテゴリとして【見通しを持つことができる貯蓄計画】、【貯蓄の見守り】、【ケースワーカーの制度理解】、【家庭環境への理解を含めた貯蓄の取り組み】、【社会資源の積極的な活用】が見いだされた。

最後に、「大学等の進学に必要な貯蓄を推進するための今後の取り組み」は4カテゴリ一抽出され【子どもとの面会調整】、【子どもの理解に基づく面接技術の向上】、【貯蓄の支援につながる社会資源の開発】、【福祉事務所内における情報共有の体制強化】であった。

本研究の結果から、1. 子どもが大学等の進学に向き合う力を高める関わり、2. 継続的な対話による子どもの貯蓄への支援、3. 将来の自立に必要なと認識されるアルバイト収入に対し積極的な控除の対応、4. 子どものアルバイトに対する保護者の理解を促進する支援、5. 子どもの理解に基づくソーシャルワークの展開の5点について考察をした。

1点目の子どもが大学等の進学に向き合う力を高める関わりでは、子ども支援する子どもの中には、成育歴による社会文化的活動の制限、学習の経験が十分でないため、意思を継続していくことの難しさもみられた。その際に、ケースワーカーは、子ども自身が自らの進路について考え、決定できるような関わりが重要となる。

2点目の継続的な対話による子どもの貯蓄への支援は、継続した貯蓄ができるためにも、ケースワーカーによる見守りが必要であると認識されていた。これらの支援の基盤となるのが子どもとの面会を確実に行うことである。ケースワーカーが勤務にあたる時間と子どもが通常学校に行っている時間で重なることもあろうが、子どもの休みの日を把握するこ

とや長期休暇等を活かして会うことも検討出来るだろう。また、面会する場所においても、自宅、福祉事務所、公的な施設等も考えられ、子どもの生活のペースを意識し、その中で確保できる時間、場所を検討していくことが望ましい。

続いて、3点目の将来の自立に必要なと認識されるアルバイト収入に対し積極的な控除の対応である。これは、子どもの将来を考えた時に、ケースワーカーは就労する選択だけを提示するのではなく、大学等の進学ができるということを十分に提示し、子どもが希望するならば積極的に自立更生費等の控除を行う等の支援の視点をもつことが必要であると整理をした。

4点目は、子どものアルバイトに対する保護者の理解を促進する支援である。ケースワーカーは子どもと保護者へ仲介し、子どものニーズを保護者も理解できるように支援をされていた。保護者によっては、子どもが大学等へ進学することに対し必ずしも肯定的な認識をもっているとは限らないため、ケースワーカーが必要に応じて子どもの意思を伝え、保護者の意思を汲み取るようにしていた。今後は、子どものニーズを尊重し、子どもから保護者へ十分に伝えることが困難な部分については、ケースワーカーが子どものアルバイトについて、その目的や意義、将来の見通しを分かりやすく伝えることで理解を得ていくことが必要であろう。

最後に5点目は、子どもの理解に基づくソーシャルワークの展開である。生活保護世帯の要支援となる子どもに対しては、その権利を保障する視点がケースワーカーには求められる。その中で、生活保護制度を利用する家庭においては、日常生活自立、社会生活自立、経済的自立のそれぞれに支援を包括して取り組むことが必要である。今後は、現代のソーシャルワーク養成の潮流であるジェネリックな視点を有し、特に子どもの権利保障を基盤に据えたソーシャルワーク機能の向上が望まれる。

次に本研究の限界を述べる。本研究においては、子どもの進学に対して支援の成功事例を中心に聞き取りを行ったが、支援の実際においては、本来の目的である大学等の進学へ向けた貯蓄を途中で断念するケースもあった。要支援の家庭において心身の発達段階にある子どもが日々の生活によって希望に揺れが生じるのはあり得ることであり、その過程にケースワーカーがどのように関わっていくのが支援となり、自立の過程を支持することにつながるものであろう。これについては、また別の研究で知見を深めていきたい。さらに、地域の特性や経済状況、文化的背景、個別的な家族内の人間関係等の違いによって、結果が影響を受ける可能性があるため、結果の一般化は慎重にするべきである。実際の支援について提言をしていくためには、福祉事務所の規模や研修受講状況、スーパービジョン体制といった事項を含め詳細な検討が必要であろう。